

## 総務厚生常任委員長報告

審査日	令和6年9月9日～13日					
出席委員	金子 恵	堤 理志	下町 純子	藤田 明美		
	岡田 義晴	八木 亮三	西田 健	西岡 克之		
説明員	関係所管管理職並びに職員					

### 議案第40号 長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例

#### 【提案理由・主な内容】

長与町図書館建設用地の先行取得および買戻しが終了し、今後の土地先行取得の必要性等を踏まえ基金の額を減額するもの。具体的には、土地開発基金の現金を一部処分し、第2条に定める基金の額を適正な額に減額するもの。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

質疑：基金の内訳は、現金1億8千万円、土地3億円とのことだが評価額が下がると4億8千万円を下回るということか。

答弁：土地は基金所有の取扱いになる。町がその土地を活用するために買戻すときは、当時のままの額で買戻しをするため資産価格が変わるということはない。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

### 議案第41号 長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

#### 【提案理由・主な内容】

令和6年7月31日、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和6年11月に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。第5号に規定する支給の制限に係る所得制限額は児童扶養手当法施行令を引用しており、この所得限度額が引上げられたことに伴い、条文に頂ずれが生じたため改正を行う。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

## 議案第42号 長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 【提案理由・主な内容】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法から、保険税滞納世帯に対する被保険者証の返還および返還の求めに応じない者に対する過料の規定が削られることとなったため、長与町国民健康保険条例中、国民健康保険法の引用について改め、被保険者証の返還の求めに応じない者への過料の規定を削除する改正を行うもの。

以上の説明があった。

### 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

## 議案第44号 令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）

### 【提案理由・主な内容】

歳入の主なものは、普通交付税の令和6年度の額確定により、5億93万4千円の増額。また、土地開発基金の一部処分に伴う繰入金、4億2,959万6千円の増額。次に、複合施設整備事業充当起債3億1,300万円を計上。内訳は、公共施設等適正管理推進事業債1億8,180万円、地域活性化事業債8,710万円、一般事業債4,410万円となっている。

歳出の主なものは、複合施設建設工事費で令和6年度から8年度にかけての経費のうち、令和6年度分の支払い限度額分として、前金払いで3億4,777万7千円、自己託送接続検討料として22万円を計上。次に、長与児童館屋上パラペット爆裂部分の修繕料31万3千円を計上。また、防災ハザードマップ作成業務委託料として77万円を計上。これは、長崎県が新たに2級河川の洪水、浸水想定区域を公表したことに伴い、防災ハザードマップのウェブ版を更新するもの。このほか公金振込手数料311万4千円を計上。

以上の説明があった。

### 【主な質疑】

#### 企画財政部

質疑：工事監理委託料は監理業務委託と設計者の意図伝達業務委託ということだが内容は何か。また、どのような委託方法を取るのか。

答弁：工事監理業務委託に関しては、一般競争入札での発注を予定。図面と工事現場が合っているかを確認することが主な業務となる。意図伝達業務は、

設計者との随意契約になる。業務委託の内容は、設計図面の意図、内容を工事監理業務を通じて現場に伝えるもの。

#### 総務部

#### 住民福祉部

#### 健康保険部

特記すべき質疑はなかった。

#### 会計課

質疑：自治体の事務も金銭的な負担が今後増えてくることとなった場合、これを町の必要経費だということで見えていくのか、それとも住民負担にするのか、どう転嫁していくべきかは、自治体間の首長の考え方でも違ってくる。検討状況はどうなっているか。

答弁：今後、手数料の部分を住民に転嫁するという自治体も出てくる可能性もある。現時点、本町においては、自治体が負担すべき経費として住民に転嫁する考えはない。今後の情勢によっては、その点も見直していくときが来るのではないかとということも念頭に入れている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

#### 議案第45号 令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

##### 【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,202万6千円を追加し、補正後の総額を45億2,106万9千円とするもの。歳入では、前年度決算に伴い確定した繰越額4,149万2千円を計上。歳出は、医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーのお知らせの送付に係る封筒代および郵送料を計上。予備費は、収支の調整として計上。

以上の説明があった。

##### 【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

#### 議案第46号 令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

##### 【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ344万2千円を追加し、補正後の予算総

額を7億3,415万6千円とするもの。歳入では、前年度決算に伴い確定した繰越額344万2千円を計上。歳出は、前年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した前年度分の保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するもの。

以上の説明があった。

**【主な質疑】**

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

**議案第47号 令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

**【提案理由・主な内容】**

保険事業勘定では、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,230万3千円を追加し、補正後の総額を33億9,196万7千円。歳入は、繰越金1億7,702万1千円を計上。歳出では、公金収納事務のデジタル化推進のため、公金振り込み手数料の有料化に伴う経費などを計上。介護サービス事業勘定は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ654万円を追加し、補正後の総額を3,452万8千円とするもの。歳入は、繰越金として654万円を計上。歳出では、同額を予備費として計上した。

以上の説明があった。

**【主な質疑】**

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

**議案第49号 令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について**

**【提案理由・主な内容】**

歳入総額は159億1,300万9,142円で、前年度比3%の増加。自主財源である町税は1,600万円の減少、要因は町民税の減によるもの。歳出総額は147億5,894万9,040円で、前年度比3.2%の増加。これは扶助費や投資的経費などが増加したことによるもの。歳入歳出差引き残額は11億5,406万102円。令和6年度への繰越額は5億2,355万1,102円。以上の内容の他、経常収支比率の状況ならびに健全化判断比率などの説明を受け、また所管ごとに、事項別明細書に基づく詳しい説明を受けた。

**【主な質疑】**

## 企画財政部

(財政課)

質疑：貯金に当たる財政調整基金を、当初予算で多めに計上する理由は何か。

答弁：当初予算の財政調整基金、減債基金の繰入れに関しては、予算配分した中で歳入が足りない場合に取り崩している。多めにとという考え方でない。また、年度途中で地方交付税等が確定し、歳入が見込めた場合、取崩した額を繰り戻すという補正を行っている。

質疑：足りない分を財政調整基金から出すことが前提になっていると感じる。なるべく崩さないように、歳出を組むという考え方にはならないのか。

答弁：歳入歳出を組む場合は、歳入に見合った歳出ということで、その範囲内で財源を含め、サービスを行っていくことが前提ではある。実際、かなり削って今の状態になっている。どうしても足りない分として、財政調整基金を取崩し、何とか予算を組み立てているという状況である。

(政策企画課)

質疑：地方創生移住支援事業補助金は東京圏からの移住だが、移住後の仕事の相談はどうしているのか。

答弁：長崎県と21市町が共同で運営をしているながさき移住サポートセンターという組織がある。ここで様々な相談を受けている。

質疑：移住支援金はなぜ東京圏だけなのか。

答弁：国の交付金制度を利用し、東京圏の人口の一極集中の是正を図ることが目的である。

質疑：複合施設整備費設計委託料の前金払いとして30%の根拠は何か。

答弁：要綱の中で工事費は40%まで、委託料については30%までを前払いできるという規定がある。

(税務課・収納推進課)

特記すべき質疑はなかった。

## 総務部

(総務課)

質疑：災害時、他自治体等に派遣する場合、基準やルールがあるのか。

答弁：大きな災害があった場合、まず地元の要望が重要になる。本町に直接ではなく、県を通じて依頼がくる。希望される職種とのマッチングをした中で、派遣するという流れになっている。

(契約管財課)

質疑：長与駅コミュニティホールでカフェが営業されているが、これにより従来の使い方ができないと思っている人がいると聞く。実際には従来通り使えるということだが、カフェの設置、運営、営業が始まってから利用件数が

減ったりとか、もしくは直接的に町としてもそういう声を聞いたりしていないのか、カフェが入ったことによる影響はないのか。

答弁：昨年9月にオープンした。9月から3月までに25件100日を超える展示、イベント等があった。展示関係の団体に聞き取りをしたが、カフェが入ったことにより明るくなり、不在のときにも、カフェの人が作品について案内、説明をしてくれるため助かっているという声を聞いた。ここは、カフェ利用者のみならず、展示の団体も使えるということで周知をしている。また、待合所としても自由に入れる空間になっている。

（地域安全課）

質疑：ふるさと長与応援寄附金の地域安全課分は地域振興に使ってほしいということで寄付されているが、指定があるのか。また、実際何に活用しているのか。

答弁：自治会長報償費、自治会振興補助金、自治会長研修補助金、地域振興補助金、集会施設等補助金などに充当している。

質疑：経常的に必要な経費に使われているような気がする。そこは、一般財源で手当てし、特別な応援であることからプラスアルファの住民サービス、地域活性化に使う方が、寄附をした人の目的にかなうのではないか。

答弁：現在様々な形で寄附が行われているが、目的としては地域振興になっている。今後、何に活用したか明確になる新しい事業などに充当すべきと思う。しかし、一方で財源を考えていく中で、一定程度、財源を補う必要もある。その辺のバランスをとりながら今回の基金積立を行った。その中で広く使っていきたいと考えている。

（情報政策課）

特記すべき質疑はなかった。

（秘書広報課）

質疑：広報モニターの意見など、反映されているか。

答弁：デザイン、特集案など様々な意見をもらっている。広報紙もコンテンツとして、情報通やインフォメーションなどあるが、それらの統廃合について令和6年5月からコンテンツを変更した形で意見を反映している。

## 健康保険部

（健康保険課）

質疑：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務の事業内容に高齢者の健康課題の把握、分析及び個別支援等を実施したとあるが、これまでも課題の把握や分析は実施してきたと思うが、広域連合の企画ではあるが改めて事業化された理由は何か。

答弁：対象者を指導するような事業が今までなかった。事業化することで、確実

に地区内でどのような人がどれほどいるのか、その人に対し、具体的にリスクに対する低栄養や口腔機能の低下などに着目した専門的な指導を行うことで、高齢による生活機能の低下、必要な栄養指導を受ける機会を設けるということで制度化され、実施をしている事業である。

(介護保険課)

特記すべき質疑はなかった。

## 住民福祉部

(高田保育所)

質疑：町外の子供を受け入れているが、基準があるのか。

答弁：町外からの入所希望があったときに、受入れが可能であれば入所となる。

(こども政策課)

質疑：軽度中等度の難聴児は手帳がない。そこが対象となれば自己申告になるのか。周知はなされているのか。

答弁：先天的な乳幼児は、健診等で早期に発見がされ、即、専門医につなげている。重度であれば身体障害者手帳の対象になり、そうではない場合も経過を見て、耳鼻科医から随時行政に紹介してもらっている。

(住民環境課)

質疑：環境係で使用していた2トントラックを売却しているが理由は何か。

答弁：3年ほど前に新しいダンプを購入した。古い車両はイベント時の使用、故障した時の予備にしていたが、実情として使う回数が少なかったため売却をした。

(福祉課)

質疑：ふるさと長与応援寄附金はどのような事業に使ったのか。

答弁：地域福祉ボランティア助成金34万2千円、長与町心配ごと相談事業補助金54万7千円、成年後見制度利用促進中核機関運営業務委託料300万円など7つの事業に充当した。

## 会計課

特記すべき質疑はなかった。

## 議事課

特記すべき質疑はなかった。

## 監査事務局

質疑：監査委員からこういった意見等が出されているのか。

答弁：令和5年度から開始をしているライン機能を使用した行政手続について、

住民への周知が不十分なのではないかという指摘があった。また、嬉里郷の町営駐車場は、管理人を配置しての有人受付を行っているが効果があまりないのではないかと指摘があり、利便性を高める意味でも無人化の検討をしてはどうかという意見があった。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。

## 議案第50号 令和5年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

### 【提案理由・主な内容】

歳入は、収入済額合計43億1,372万6,467円、前年度比0.4%の減額。不納欠損額は804万495円、収入未済額8,055万5,285円は、前年度と比較して、1,418万3,937円の減額となっている。歳出は、支出済額42億7,223万3,215円。前年度比1.1%の増額。不用額は7,848万8,785円。歳入歳出差引額4,149万3,261円は 全額を翌年度へ繰り越すこととしている。

以上の説明があった。

### 【主な質疑】

質疑：485万5千円が流用されている。理由は何か。

答弁：高額療養費が当初見込みより上がり、支払いに間に合わせるために流用した。

質疑：国は、将来、保険料の統一化を目指していると聞く。長崎県での統一化の状況はどうか。また、その場合、本町の保険料は上がるのか。

答弁：国が加速化プランを発表し、遅くとも令和17年度までには保険料の水準を完全統一するようという指針が出た。長崎県においては具体的な議論はなされていない。統一された場合、本町の保険料は上がる見込みとなっている。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。

## 議案第51号 令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

### 【提案理由・主な内容】

歳入では、収入済額合計は6億3,594万1,613円、前年度比6.2%の増額。不納欠損額は5,100円、収入未済額は41万4,672円。歳出は、支出済額合計6億3,249万8,813円で、前年度比6%の増。不用額は725万

7,187円。歳入歳出差引額は、344万2,800円になった。  
以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。  
慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決した。

**議案第52号 令和5年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

【提案理由・主な内容】

令和5年度末時点、65歳以上である第1号被保険者数は、1万1,474人、前年度比147人の増。また、第1号被保険者のうち、要支援、要介護の認定者数は、1,879人。前年度より42人の増となっている。認定率は、16.4%で前年度比0.2ポイントの増。

保険事業勘定の歳入は、収入済額の総額は32億3,894万3,703円、前年度比1億2,096万7,316円、3.9%の増。歳出の主なものは、介護報酬改定に伴うシステム改修業務、一般介護予防事業としてお元気クラブや脳トレ教室に関する経費、めだか85、サポーターポイント制度事業の委託料を計上。

介護サービス事業勘定の歳入は、ケアプラン作成2,787件、ケアマネジメント作成2,390件に対する収入。歳出では、地域包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費。介護予防ケアマネジメント事業費は、民間事業所への介護予防ケアマネジメント作成委託料である。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：介護保険認定審査会とはどのようなものか。

答弁：介護保険の認定申請をした後に、主に要介護1から5、要支援1から2を決定、認定する審査会である。委員は30人。毎月6班による審査会があり年間72回開催している。

質疑：委員の構成はどうなっているか。

答弁：医師、歯科医師、介護専門員、理学療法士、作業療法士など、医師会やそれぞれの所属団体に依頼し、推薦してもらい決定している。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。